

札幌市生成AI利活用方針

令和7年(2025年)2月26日
デジタル戦略推進局長決裁

1 目的

本方針は、札幌市が生成AIを業務に活用する際の基本的な考え方を定めたものである。

2 札幌市生成AI利用ガイドライン群における本方針の位置づけ

本方針は、札幌市生成AI利用ガイドライン群(以下、「ガイドライン群」という。)の標準ルールに位置づけ、生成AI利用時の遵守事項など具体の事項については、実践ガイドブックとして別にまとめる。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR001_札幌市生成AI利活用方針」とする。

なお、本方針における用語は「AI-HR000_札幌市生成AI利用ガイドライン群管理規程」(令和5年12月28日デジタル戦略推進局長決裁)に従う。

3 生成AIを業務に活用する際の基本的な考え方

本市において生成AIを業務に活用する際は、次の①～③のとおり、トライアルを含めた生成AIの利活用に積極的に取り組み、よりよい活用の在り方を目指す。

取組に当たっては、業務や部局横断的に活用に取り組むため、デジタルCoEの枠組みを有効に活用する。

また、本方針の内容は、生成AIの技術動向や本市における取組結果などを踏まえて臨機応変に見直す。

- 1 内部事務を皮切りに共通的な業務領域・個別の業務分野の両面において生成AIの活用に取り組む。
- 2 中長期的な視野で生成AIのよりよい活用の在り方を検証していく。
- 3 職員の生成AIに関する知識・スキルの底上げを図る。

附則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和7年(2025年)3月1日から施行する。